

条 例

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県条例第五十五号

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「維持管理」の下に「（法第五条第一項の規定により設置又は管理の許可を受けた公園施設の維持管理を除く。第二十五条第一項第二号において同じ。）」を加える。

別表第一の二の表の部分を次のように改める。

		公 園 施 設 の 種 類			数 量	期 間	单 位	金 額
園路及び広場（第九条第一項の許可を受けた場合に限る。）	埼玉スタジアム2002	一箇所	一時間	一時間				
サッカー場（埼玉スタジアム2002を除く。）、ラグビー場（熊谷スポーツ文化公園ラグビー場Aグラウンドを除く。）、野球場、陸上競技場（熊谷スポーツ文化公園ラグビー場Aグラウンドを除く。）、ソフトボール場を除く。）、ソフ	サッカー場（埼玉スタジアム2002を除く。）、ラグビー場（熊谷スポーツ文化公園ラグビー場Aグラウンドを除く。）、野球場、陸上競技場（熊谷スポーツ文化公園陸上競技場を除く。）、ソフ	一箇所	一時間	一時間	一、二〇〇、〇〇〇円以下	一〇円以下	一時間	一平方メートル
一時間	一時間	一時間	二五〇、〇〇〇円以下	以下	二七〇、〇〇〇円以下	一〇円以下	一時間	一平方メートル
一七、八四〇円以下								

	土地	種類	運動施設																
			トボール場及び双輪場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置するものに限る。)	野球場、陸上競技場、運動場及びソフトボール場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置しないものに限る。)	サッカー場、ラグビー場、屋内運動場及び体育館	野球場、陸上競技場、運動場及びソフトボール場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置しないものに限る。)	サッカー場、ラグビー場、屋内運動場及び体育館	野球場、陸上競技場、運動場及びソフトボール場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置しないものに限る。)	サッカー場、ラグビー場、屋内運動場及び体育館	野球場、陸上競技場、運動場及びソフトボール場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置しないものに限る。)	サッカー場、ラグビー場、屋内運動場及び体育館	野球場、陸上競技場、運動場及びソフトボール場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置しないものに限る。)	サッカー場、ラグビー場、屋内運動場及び体育館						
	一平方メートル	数量	単位	会所	管理施設（第九条第一項の許可を受けた場合に限る。）及び集会所	便益施設（駐車場に限る。）	施設教養	茶室	音楽堂及び野外ステージ	その他の運動施設	漕艇場 <small>そう</small> （第九条第一項の許可を受けた場合に限る。）	水泳競技場	テニスコート	屋内運動場及び体育館	野球場、陸上競技場、運動場及びソフトボール場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置しないものに限る。)	サッカー場、ラグビー場、屋内運動場及び体育館	野球場、陸上競技場、運動場及びソフトボール場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置しないものに限る。)	サッカー場、ラグビー場、屋内運動場及び体育館	野球場、陸上競技場、運動場及びソフトボール場 (これらの運動施設のうち、観覧席を附置しないものに限る。)
一月	ルメートル	一平方	一箇所								一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	
次の各号に掲げる額の合計額に百分の百 て得た額	路線価又は標準宅地の価格を考慮して知 事が別に定める額に千分の三・五を乗じ て得た額	金額	額	一時間	三六円以下	四八八円以下	四、四〇〇円以下	一五、五七二円以下	二五、〇六〇円以下	三、九三〇円以下	一時間	一時間	一時間	一二、二八〇円以下	一〇、六〇三円以下	一、五七二円以下	一時間	三、五六〇円以下	

別表第一の二の備考二中「千百八十三円」を「二千二百円」に改める。
別表第二第一号の表の部分を次のように改める。

十を乗じて得た額

建物の全部 を使用させ る場合		一箇所 一月	一箇所 一月
建物の一部 を使用させ る場合	一箇所 一月	当該建物の全部を使用させる場合の使用 料に相当する額に、当該建物の延べ面積 に対する使用面積の割合を乗じて得た額	当該建物の全部を使用させる場合の使用 料に相当する額に、当該建物の延べ面積 に対する使用面積の割合を乗じて得た額
公園施設	一箇所 一月	二 路線価又は標準宅地の価格を考慮し て知事が別に定める額に千分の三・五 を乗じて得た額	一 公有財産台帳に記載された当該建物 の価格に千分の六を乗じて得た額

別表第三第一号の物品の販売、興行その他の営業行為の項中「四円」を「八円」に改め、同表第四号の競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの項中「三円」を「六円」に改め、同表第六号の広告物の表示の項中「一五、〇八七円」を「三〇、一七四円」に、「五三五円」を「一、〇七〇円」に改め、同表の備考四中「百分の五・二八」を「百分の十・五六」に、「百分の二・六四」を「百分の五・二八」に改め、同表の備考五中「百分の一・六四」を「百分の五・二八」に改め、同表の備考六中「千分の十・五六」を「千分の二十一・一二」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二十二条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の申請に基づく改正後の別表第二第一号の表に掲げる都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項の許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。